

石川県公報

平成 26 年 2 月 26 日 (水曜日)

号 外

(第 10 号)

目 次

条 例			
○石川県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課)	1	○石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	52
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	2	○石川県立総合看護専門学校条例の一部を改正する条例 (同)	52
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同)	3	○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (同)	53
○石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	3	○石川県自然公園施設条例の一部を改正する条例 (自然環境課)	54
○石川県附属機関条例の一部を改正する条例 (同)	4	○石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (水道企業課)	54
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (同)	4	○石川県農業構造改革支援基金条例 (経営対策課)	55
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	7	○石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (港湾課)	56
○石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例 (同)	11	○石川県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)	56
○石川県政記念しいのき迎賓館条例等の一部を改正する条例 (同)	12	○石川県証紙条例の一部を改正する条例 (出納室)	57
○知事が行う予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例 (同)	39	○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (警察本部)	57
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課)	40	○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (同)	58
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (同)	41	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同)	62
		○石川県立学校条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	63
		○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	63

条 例

石川県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

石川県情報公開条例の一部を改正する条例

石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(公文書の公開を請求できるもの)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条第六号ホ中「国若しくは」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の第十八条第一項の規定による公文書の公開の申出については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十五号を第三十六号とし、第十三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十二 分べん業務に従事する職員の特殊勤務手当

第六条の三第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第六条の三第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第六条の三の次に次の一条を加える。

(分べん業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第六条の三の二 分べん業務に従事する職員の特殊勤務手当は、県営病院に勤務し、分べん業務に従事する医師に支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務一回につき一万円とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第三号」の下に「に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号」を加え、「（第一号及び第二号）」を「（第一号から第三号まで）」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

第二十二條の五第一項中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員
- 二 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十五条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二第二項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

石川県職員定数条例の一部を改正する条例

石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「千四十三人」を「千百三十六人」に改める。

第四条第三号中「石川県住宅供給公社、石川県土地開発公社その他」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

石川県附属機関条例の一部を改正する条例

石川県附属機関条例(昭和二十八年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表石川県知事の部石川県宅地建物取引業審議会の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正)

第一条 石川県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例(平成二十二年石川県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「(処分等の制限の対象となる重要な財産)」を付し、同条の前に次の

一条を加える。

(不要財産の処分の対象となる重要な財産)

第一条 石川県公立大学法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるものは、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、その額)が五十万円以上のもの(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)とする。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「期間は、五年」を「年齢は、石川県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年石川県条例第三十二号)第三条に規定する年齢から五年を減じた年齢」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 高齢者部分休業に係る前項の承認は、第五項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日を期間の初日として行うものとする。

(石川県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第三条 石川県固定資産評価審議会条例(昭和二十七年石川県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織等)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第四条中「石川県総務部」を「総務部」に改める。

第五条中「はかつて」を「詔つて」に改める。

(石川県土地利用審査会条例の一部改正)

第四条 石川県土地利用審査会条例(昭和四十九年石川県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び三人以上」を「を含む過半数」に改める。

(石川県交通安全対策会議条例の一部改正)

第五条 石川県交通安全対策会議条例(昭和四十五年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十五年法律第百十号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項中「部内の職員のうちから」を「法第十七条第三項第四号の規定により」に、「並びに市町村長及び消防機関の長のうちから」を「及び同項第六号の規定により」に改め、「以内」の下に「とし、同項第七号の規定により任命される委員の数は、三人以内」を加え、同条第二項中「市町村長及び消防機関の長のうちから」を「法第十七条第三項第六号及び第七号の規定により」に改め、同条第三項中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第五条とする。

(石川県社会福祉審議会条例の一部改正)

第六条 石川県社会福祉審議会条例(平成十二年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(組織等)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「審議会の」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、委員三十五人以内で組織する。

(石川県介護保険審査会の公益代表委員の定数に関する条例の一部改正)

第七条 石川県介護保険審査会の公益代表委員の定数に関する条例(平成十一年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県介護保険審査会の公益代表委員の定数等に関する条例

本則中「(第百八十五条第一項の規定により、石川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数)」を「。以下「法」という。)(第百八十五条第一項第三号の条例で定める員数)」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(公益代表委員の定数)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(法第百八十九条第三項の合議体の委員の定数)

第二条 法第百八十九条第三項の条例で定める数は、三人とする。

(石川県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第八条 石川県留置施設視察委員会条例(平成十九年石川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第三条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

(石川県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第九条 石川県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県交通安全対策会議条例第四条第二項の規定により任命された石川県交通安全対策会議の学識経験委員である者（以下「旧学識経験委員」という。）は、第五条の規定の施行の日に交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十七条第三項第七号の規定により石川県交通安全対策会議の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第三条第二項本文の規定にかかわらず、同日における旧学識経験委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第十八条の八第二項に規定する保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請 手数料	二千四百円	
---------------------------------------	--------------------	-------	--

別表二十四の項1イ中「三万円」を「三万八千円」に改め、同項1ロ中「三万円」を「三万八千円」に、「三万二千円」を「三万二千六百円」に改め、同項2イ中「三万三千元」を「三万三千六百円」に改め、同項2ロ中「三万三千元」を「三万三千六百円」に、「二万五千元」を「二万五千四百円」に改め、同項3イ中「二万四千元」を「二万四千六百円」に改め、同項3ロ中「二万四千元」を「二万四千六百円」に、「二万七千元」を「二万七千四百円」に改め、同項4イ中「二万七

千円」を「一万七千四百円」に改め、同項4ロ中「一万七千円」を「一万七千四百円」に、「一万円」を「一万二百円」に改め、同表三十五の項2イ中「六百七十円」を「六百八十円」に改め、同項2ロ中「五百五十円」を「五百六十円」に改め、同項3イ(1)(イ)中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項3イ(1)(ロ)中「五百四十円」を「五百五十円」に改め、同項3イ(2)及び(3)並びにロ(1)(イ)中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項3ロ(1)(ロ)中「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同項3ロ(3)及び(4)中「六百円」を「六百十円」に改め、同項3ロ(8)中「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同項3ロ(9)中「千円」を「千三百円」に改め、同表四十の項3を削り、同項4中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第五号」に改め、同項4を同項3とし、同表五十七の項1中「五万円」を「五万千円」に改め、同項2中「二万九千円」を「三万円」に改め、同表七十の項4イ(1)中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、同項4イ(2)(イ)中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同項4イ(2)(ロ)中「一万三千七百円」を「一万四千九百円」に改め、同項4イ(2)(ハ)中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、同項4イ(3)(イ)中「八千円」を「八千七百円」に改め、同項4イ(3)(ロ)中「九千円」を「九千九百円」に改め、同項4イ(3)(ハ)中「一万千円」を「一万千九百円」に改め、同項6中「八百円」を「八百二十円」に改め、同表八十三の項9中「一万六千円」を「三万五千円」に改め、同表八十三の四の項中「四千五百円」を「四千六百二十円」に改め、同表八十三の五の項3中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表八十三の八の項1イ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表八十六の項1ロ(2)中「三千四百六十円」を「三千五百五十円」に改め、同項1ホ中「三千七百七十円」を「三千八百七十円」に改め、同項2イ(1)中「九百十円」を「九百三十円」に改め、同項2イ(2)中「二千四百十円」を「二千二百円」に改め、同項2イ(3)中「三千九百七十円」を「四千八十円」に改め、同項2イ(4)中「七千六百四十円」を「七千八百五十円」に改め、同項2ロ(1)中「九百十円」を「九百三十円」に改め、同項2ロ(2)中「二千四百四十円」を「二千五百円」に改め、同項2ロ(3)中「六千百十円」を「六千二百八十円」に改め、同項2ロ(4)中「一万二千二百三十円」を「一万二千五百七十円」に改め、同項2ロ(5)中「一万六千三百十円」を「一万六千七百七十円」に改め、同項2ロ(6)中「二万四千四百六十円」を「二万五千百五十円」に改め、同項2ハ(1)中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項2ハ(2)中「千二百二十円」を「千二百五十円」に改め、同項2ハ(3)中「二千二百四十円」を「二千三百円」に改め、同項3イ中「二千三百四十円」を「二千四百円」に改め、同項3ロ(2)中「千二百十円」を「千五百五十円」に改め、同項3ロ(3)中「三千七百七十円」を「三千八百七十円」に改め、同項3ロ(4)中「七千五百四十円」を「七千七百五十円」に改め、同項3ハ(1)中「八百十円」を「八百三十円」に改め、同項3ハ(2)中「二千三十円」を「二千八十円」に改め、同項3ハ(3)中「六千百十円」を「六千二百八十円」に改め、同項3ハ(4)中「一万二千百三十円」を「一万二千四百七十円」に改め、同項3ニ(1)中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項3ニ(2)中「千二百二十円」を「千二百五十円」に改め、同項3ニ(3)中

「二千二百四十円」を「二千三百円」に改め、同項3ホ中「千六百三十円」を「千六百七十円」に改め、同項4イ(1)中「九千七十円」を「九千三百二十円」に改め、同項4イ(2)中「二万九千五百六十円」を「三万四五百円」に改め、同項4イ(3)中「十七万四千四百二十円」を「十七万九千四百円」に改め、同項4ロ中「二千三百四十円」を「二千四百円」に改め、同項4ハ(1)中「七千八百四十円」を「八千六十円」に改め、同項4ハ(2)中「四万三千三百二十円」を「四万四千五百五十円」に改め、同項4ホ(2)中「千三百二十円」を「千三百五十円」に改め、同項4ヘ(1)中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項4ヘ(2)中「千八百三十円」を「千八百八十円」に改め、同項4ヘ(3)中「三千三百六十円」を「三千四百五十円」に改め、同項4ヘ(4)中「一万七百元」を「一万千円」に改め、同項4ヘ(5)中「二万三百八十円」を「二万九百六十円」に改め、同項4ト(1)中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項4ト(2)中「千二百二十円」を「千二百五十円」に改め、同項4ト(3)中「二千二百四十円」を「二千三百円」に改め、同項4ト(4)中「一万七百元」を「一万千円」に改め、同項5ロ(2)中「千三百二十円」を「千三百五十円」に改め、同項5ハ(1)中「九百十円」を「九百三十円」に改め、同項5ハ(2)中「二千三十円」を「二千八十円」に改め、同項5ハ(3)中「三千二百六十円」を「三千三百五十円」に改め、同項5ハ(4)中「五千九十円」を「五千二百三十円」に改め、同項5ハ(5)中「一万四千二百七十円」を「一万四千六百七十円」に改め、同項5ハ(6)中「二万三百八十円」を「二万九百六十円」に改め、同項5ニ(1)中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項5ニ(2)中「千二百二十円」を「千二百五十円」に改め、同項5ニ(3)中「二千二百四十円」を「二千三百円」に改め、同項5ニ(4)中「一万七百元」を「一万千円」に改め、同項5ホ中「一万六千三百十円」を「一万六千七百七十円」に改め、同項5ヘ(1)中「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同項5ヘ(2)中「四千七百九十円」を「四千九百二十円」に改め、同項6イ中「千十円」を「千三十円」に改め、同項6ロ中「千八百三十円」を「千八百八十円」に改め、同項6ハ(1)中「二千五百四十円」を「二千六百十円」に改め、同項6ハ(2)中「三千六百六十円」を「三千七百六十円」に改め、同項6ハ(3)中「四千八百九十円」を「五千二十円」に改め、同項6ハ(4)中「六千七百二十円」を「六千九百十円」に改め、同項6ハ(5)中「一万六千五百円」を「一万六千五百六十円」に改め、同項6ハ(6)中「二万四千四百六十円」を「二万五千五百五十円」に改め、同項7ロ(1)中「六百十円」を「六百二十円」に改め、同項7ロ(2)中「千七百三十円」を「千七百七十円」に改め、同項7ロ(3)中「四千七十円」を「四千百八十円」に改め、同項7ロ(4)中「七千七百四十円」を「七千九百六十円」に改め、同項7ハ(1)中「千九百三十円」を「千九百八十円」に改め、同項7ハ(2)中「四千六百八十円」を「四千八百十円」に改め、同項7ハ(3)中「六千三百二十円」を「六千五百円」に改め、同項7ニ(1)中「五百円」を「五百十円」に改め、同項7ニ(2)中「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同項7ニ(3)中「七千九百五十円」を「八千七百七十円」に改め、同項7ホ中「三千四百六十円」を「三千五百五十円」に改め、同項7ヘ中「五百円」を「五百十円」に改め、同項8ロ中「七百十円」を「七百三十円」に改め、同項9中「三百円」を「三百十円」に改め、同項()中「千十円」を

「千三百円」に改め、同表八十七の項1中「五百八十円」を「五百九十円」に、「十万五千四百円」を「十万八千四百円」に改め、同項2中「三百六十円」を「三百七十円」に、「二万五千三十円」を「二万五千七百四十円」に改め、同項3中「五百八十円」を「五百九十円」に、「一万四千八百四十円」を「一万五千二百六十円」に改め、同項4中「千六百三十円」を「千六百七十円」に、「九千三百三十円」を「五千四百円」に改め、同項5中「五百八十円」を「五百九十円」に、「一万六千九百八十円」を「一万七千四百六十円」に改め、同項6中「千四十円」を「千六十円」に、「千五百二十円」を「千五百六十円」に改め、同項7中「二千五百円」を「二千二百円」に、「四万百七十円」を「四万三千三百円」に改め、同項8中「千三百六十円」を「千三百九十円」に改め、同項9中「千九百四十円」を「千九百九十円」に改め、同項10中「六百八十円」を「六百九十円」に、「二千五十円」を「二千円」に改め、同項11中「千二百六十円」を「千二百九十円」に改め、同項12中「二千六百三十円」を「二千七百元」に改め、同項13中「七千四百七十円」を「七千六百八十円」に改め、同項14中「三百六十円」を「三百七十円」に、「千六百三十円」を「千六百七十円」に改め、同表八十七の二の項1中「四百円」を「四百十円」に、「三万二千二百二十円」を「三万二千百十円」に改め、同項2中「千八百五十円」を「千九百円」に、「三万四千二百十円」を「三万四千二百八十円」に改め、同項3中「五千十円」を「五千百五十円」に改め、同項4中「五千二百十円」を「五千三百五十円」に、「二万三千二百二十円」を「二万三千八百八十円」に改め、同項5中「八千三百三十円」を「八千五百六十円」に、「一万四千七百三十円」を「一万五千百五十円」に改め、同項6中「千六百三十円」を「千六百六十円」に改め、同表八十七の三の項イ中「二万八千円」を「二万八千八百円」に改め、同項ロ中「一万千円」を「一万千三百十円」に改め、同項ハ中「四千五百円」を「四千六百二十円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表四十の項の改正規定は、同年三月二十日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表四十の項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表八十六の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験又は検査等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験又は検査等の手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表八十七の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験、加工等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表八十七の二の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験又は林業技

術に関する情報の提供の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験又は林業技術に関する情報の提供の手数料については、なお従前の例による。

石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例

(石川県消費者行政活性化基金条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

- 一 石川県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年石川県条例第一号)附則第二項
- 二 石川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第四十二号)附則第二項
- 三 石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第四十三号)附則第二項
- 四 石川県自殺防止緊急対策基金条例(平成二十一年石川県条例第四十四号)附則第二項
- 五 石川県社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金条例(平成二十二年石川県条例第八号)附則第二項

(石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正)

第二条 石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県政記念しいのき迎賓館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県政記念しいのき迎賓館条例等の一部を改正する条例

(石川県政記念しいのき迎賓館条例の一部改正)

第一条 石川県政記念しいのき迎賓館条例(平成二十一年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表一の項から五の項までの金額の欄を次のように改める。

二〇、九八〇円	二〇、九八〇円	二七、九六〇円	六九、九二〇円
一〇、四九〇円	一〇、四九〇円	二三、九八〇円	三四、九六〇円
一〇、四九〇円	一〇、四九〇円	二三、九八〇円	三四、九六〇円
三、六九〇円	三、六九〇円	五、五五〇円	一二、九三〇円
一、二三〇円	一、二三〇円	一、八五〇円	四、三一〇円
二、四六〇円	二、四六〇円	三、七〇〇円	八、六二〇円
四、九二〇円	四、九二〇円	七、四〇〇円	一七、二四〇円
二、四六〇円	二、四六〇円	三、七〇〇円	八、六二〇円
二、四六〇円	二、四六〇円	三、七〇〇円	八、六二〇円
一九、二三〇円	一九、二三〇円	二五、五〇〇円	六三、七六〇円
—	—	—	六、一七〇円
—	—	—	四、六二〇円
一日につき 一平方メートル			五二円

別表第一号の表備考に次のように加える。

五 算出した施設使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(石川県能登空港条例の一部改正)

第二条 石川県能登空港条例(平成十五年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考二中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第二の二の項イ中「千四百円」を「千四百四十円」に改める。

(石川県立能楽堂条例の一部改正)

第三条 石川県立能楽堂条例(昭和四十六年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

九、四五〇円	一、〇一〇円	一、二、六〇〇円	一、六、七六〇円
六、三〇〇円	七、八六〇円	九、四五〇円	一、八、九〇〇円
六、三〇〇円	七、八六〇円	九、四五〇円	一、八、九〇〇円
四、二〇〇円	五、七六〇円	七、三五〇円	一、四、七〇〇円
六、三〇〇円	七、八六〇円	九、四五〇円	一、八、九〇〇円
四、二〇〇円	五、七六〇円	七、三五〇円	一、四、七〇〇円
四、七一〇円	六、三〇〇円	七、八六〇円	一、五、七五〇円
三、一五〇円	四、七一〇円	六、三〇〇円	一、二、六〇〇円
一、〇五〇円	一、五六〇円	二、六一〇円	四、七一〇円
三、一五〇円	四、二〇〇円	五、二五〇円	一〇、五〇〇円

を

九、七二〇円	一、三三〇円	一、二、九六〇円	一、七、五二〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一、九、四四〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一、九、四四〇円
四、三三〇円	五、九二〇円	七、五六〇円	一、五、二二〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一、九、四四〇円
四、三三〇円	五、九二〇円	七、五六〇円	一、五、二二〇円
四、八四〇円	六、四八〇円	八、〇八〇円	一、六、二〇〇円
三、一四〇円	四、八四〇円	六、四八〇円	一、二、九六〇円
一、〇八〇円	一、六〇〇円	二、六八〇円	四、八四〇円
三、一四〇円	四、三三〇円	五、四〇〇円	一〇、八〇〇円

に改める。

別表第六号の表中「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「三、一五〇円」を「三、一四〇円」に改める。

(石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例の一部改正)

第四条 石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例(昭和五十四年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

(石川県立美術館使用料条例の一部改正)

第五条 石川県立美術館使用料条例(昭和五十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一項の表中「三五〇円」を「三六〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「三三

〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第二特別観覧料の額の欄を次のように改める。

特別観覧料の額
三、一三〇円
四一〇円
四、一八〇円
三、三五〇円
五二〇円
六、二八〇円
六、二八〇円
一、〇八〇円
一、〇八〇円
五二〇円

別表第三第二項第一号の表中「一八、四〇〇円」を「一八、九二〇円」に改める。

別表第三第二項第二号の表中

六、一九〇円	一〇、四九〇円	一一、五四〇円	一四、六九〇円	一八、八九〇円	二六、二四〇円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

六、四六〇円	一〇、七八〇円	一一、八六〇円	一五、一〇〇円	一九、四二〇円	二六、九八〇円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

改める。

別表第三第二項第三号の表中「一、四二〇円」を「一、四六〇円」に、「二、三四〇円」を「二、四〇〇円」に改める。

別表第三第四項中「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第四中「二、〇三〇円」を「二、〇八〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「五、〇九〇円」を「五、一三〇円」に改める。

(石川県立音楽堂条例の一部改正)

第六条 石川県立音楽堂条例(平成十三年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項から六の項までの金額の欄を次のように改める。

三七、〇二〇円	六七、八八〇円	八五、三七〇円	六九、九四〇円	二一九、三二〇円	一六九、七一〇円
二七、七七〇円	五二、四五〇円	六八、九二〇円	五三、四八〇円	九〇、五二〇円	一三〇、六二〇円
一三、六五〇円	四四、二二〇円	五〇、四〇〇円	四五、二五〇円	七七、一四〇円	一〇六、九七〇円
一八、五二〇円	三六、〇〇〇円	四〇、一一〇円	三七、〇二〇円	六二、七四〇円	八五、三七〇円
四、六二〇円	六、一七〇円	七、七一〇円	七、七一〇円	一〇、八〇〇円	二六、九七〇円

三、〇八〇円	四、一一〇円	五、二四〇円	五、一四〇円	七、二〇〇円	一一、三一〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
一、二八〇円	一、七四〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	三、二四〇円	四、三三〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
一、六四〇円	二、一六〇円	二、六七〇円	二、六七〇円	三、八〇〇円	五、四〇〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	二、三六〇円	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	二、三六〇円	三、二四〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
一、九五〇円	二、五七〇円	三、二四〇円	三、二四〇円	四、八八〇円	六、四八〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	二、三六〇円	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	二、三六〇円	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	二、三六〇円	三、二四〇円
一、二八〇円	一、七四〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	三、二四〇円	四、三三〇円
一、二八〇円	一、七四〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	三、二四〇円	四、三三〇円
一、九五〇円	二、五七〇円	三、二四〇円	三、二四〇円	四、八八〇円	六、四八〇円
一、九五〇円	二、五七〇円	三、二四〇円	三、二四〇円	四、八八〇円	六、四八〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
六六〇円	八七〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	一、五四〇円	一一、一六〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	—	—	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	—	—	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	—	—	三、二四〇円
九七〇円	一、二八〇円	一、六四〇円	—	—	三、二四〇円
一、四九〇円	一、九五〇円	二、四六〇円	—	—	四、八八〇円
一、四九〇円	一、九五〇円	二、四六〇円	—	—	四、八八〇円
二、九三〇円	三、九〇〇円	四、八八〇円	—	—	九、七二〇円

別表の八の項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に改める。

(四高記念文化交流館条例の一部改正)

第七条 四高記念文化交流館条例(平成十九年石川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二項の表中「三五〇円」を「三六〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第二第二項の表施設使用料の額の欄を次のように改める。

施 設 使 用 料 の 額			
午 前	午 後	夜 間	全 日
午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一、八五〇円	一、八五〇円	二、八八〇円	六、五八〇円
一、八五〇円	一、八五〇円	二、八八〇円	六、五八〇円
一、八五〇円	一、八五〇円	二、八八〇円	六、五八〇円
一、八五〇円	一、八五〇円	二、八八〇円	六、五八〇円
一、八五〇円	一、八五〇円	二、八八〇円	六、五八〇円

別表第二に次の一項を加える。

3 算出した施設使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(石川県女性センター条例の一部改正)

第八条 石川県女性センター条例(平成五年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額			
午 前	午 後	夜 間	全 日
午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
二四、九五〇円	二四、九五〇円	三三、一三〇円	九一、四二〇円
二一、三八〇円	二一、三八〇円	二九、六六〇円	七九、五八〇円
三、〇三〇円	三、〇三〇円	四、〇八〇円	一、一〇〇円
二、二〇〇円	二、二〇〇円	三、一三〇円	七、六五〇円
一、八八〇円	一、八八〇円	二、五〇〇円	六、二八〇円
一、九八〇円	一、九八〇円	二、八二〇円	七、四三〇円
一、九八〇円	一、九八〇円	二、八二〇円	七、四三〇円
一、〇三〇円	一、〇三〇円	一、三五〇円	三、六六〇円
三、〇三〇円	三、〇三〇円	四、〇八〇円	一、一〇〇円
三、〇三〇円	三、〇三〇円	四、〇八〇円	一、一〇〇円
午前、午後及び夜間の各一回一式につき			五、一三〇円

午前、午後及び夜間の各一回一式につき 10,170円

(石川県保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第九条 石川県保健所使用料及び手数料条例(昭和三十九年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「九百五十円」を「九百七十円」に改め、同項第二号中「五百九十円」を「六百円」に改める。

(石川県社会福祉会館使用料条例の一部改正)

第十条 石川県社会福祉会館使用料条例(昭和三十九年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

五二〇円	七一〇円	一、三二〇円
一、〇二〇円	一、四二〇円	二、四四〇円
八二〇円	一、〇二〇円	一、八三〇円
三、六六〇円	四、九〇〇円	八、五六〇円

を

五二〇円	七三〇円	一、二五〇円
一、〇四〇円	一、四六〇円	二、五〇〇円
八三〇円	一、〇四〇円	一、八七〇円
三、七六〇円	五、〇四〇円	八、八〇〇円

に

一、七〇〇円	二、二七〇円	三、九七〇円
二九〇円	三九〇円	六八〇円
一、四八〇円	一、九八〇円	三、四六〇円
四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
四九〇円	六六〇円	一、一五〇円
六七〇円	八九〇円	一、五六〇円

を

一、七四〇円	二、三三〇円	四、〇七〇円
二九〇円	四〇〇円	六九〇円
一、五二〇円	二、〇三〇円	三、五五〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円

に改める。

六八〇円 九一〇円 一、五九〇円

(石川県こころの健康センター条例の一部改正)

第十一条 石川県こころの健康センター条例(昭和五十六年石川県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「三〇〇円」を「三二〇円」に、「五一〇円」を「五三〇円」に改める。

(石川県青少年総合研修センター条例の一部改正)

第十二条 石川県青少年総合研修センター条例(平成十四年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項から十七の項までの金額の欄を次のように改める。

二六、七四〇円	三〇、八五〇円	三〇、八五〇円	八八、四四〇円
九、二五〇円	一〇、二八〇円	一〇、二八〇円	二八、八〇〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
一五、四二〇円	一八、五二〇円	一八、五二〇円	四九、三七〇円
五、六五〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	一七、四八〇円
一人一泊につき			三、三九〇円
五、六五〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	一七、四八〇円
一人一泊につき			三、三九〇円
三、〇八〇円	四、一一〇円	四、一一〇円	一〇、二八〇円
一人一泊につき			三、三九〇円
二、二六〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	七、六一〇円
一人一泊につき			三、三九〇円
三、〇八〇円	四、一一〇円	四、一一〇円	一〇、二八〇円
一人一泊につき			三、三九〇円
六一〇円	八二〇円	八二〇円	二、二五〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	一九、五四〇円
七、二〇〇円	八、三三〇円	八、三三〇円	三三、六二〇円
一人一泊につき			四、八三〇円
一人一泊につき			五、一四〇円

一三 八八	泊泊 にに につつき	五、四、 一、八、三、 四、〇、〇、 円円円円
一三 八八	泊泊 にに につつき	四、四、四、 九、六、三、 三、〇、〇、 円円円円
一三 八八	泊泊 にに につつき	四、四、四、三、 九、六、三、 三、〇、〇、 円円円円
一三 八八	泊泊 にに につつき	三、三、三、三、 九、八、七、 〇、〇、〇、 〇、〇、〇、 円円円円円円

(石川県水道用水供給条例の一部改正)

第十三条 石川県水道用水供給条例(昭和五十五年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(石川トライアルセンター条例の一部改正)

第十四条 石川トライアルセンター条例(平成二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表開放実験室の項から視聴覚室の項までの金額の欄を次のように改める。

八、三八〇円
五、四一〇円
一、〇六〇円
八、三三三 八、二二二 五、〇〇〇 円円円円
一、四四三 七、二二二 七、四〇〇 円円円円
五、二二一 九、一八〇 六、〇〇〇 円円円円

(石川ハイテク交流センター条例の一部改正)

第十五条 石川ハイテク交流センター条例(平成五年石川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

区 分	基 準 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 口
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一 大 会 議 場	二〇、五五〇円	二七、三六〇円	二七、三六〇円	七五、二七〇円
二 A 1 会 議 室	三、七六〇円	五、〇二〇円	五、〇二〇円	一三、八〇〇円
三 A 2 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
四 A 3 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
五 A 4 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
六 B 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
七 C 1 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
八 C 2 会 議 室	一、九八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	六、九八〇円
九 D 会 議 室	二、五〇〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	九、〇〇〇円
十 レセプション・ルーム	二二、一五〇円	一六、〇三〇円	一六、〇三〇円	四四、二二〇円
十一 宿 泊 室	一人用	一人一泊につき		五、三五〇円
	二人用	二人一泊につき		六、九七〇円 六、六二〇円
十二 大会議場資料提示設備	午前、午後及び夜間の各一回一台につき			五二〇円以下
十三 大会議場音響設備	午前、午後及び夜間の各一回一台又は一組につき			六、三八〇円以下
十四 附 属 設 備	午前、午後及び夜間の各一回一式、一台又は一本につき			一、一五〇円以下
十五 テニスコート	一面一時間につき			一、〇三〇円

備考

- 一 冷暖房期間中は、一の項から十一の項までに掲げる施設の基準額に百分の三十を乗じて得た額を加算する。
- 二 十二の項から十四の項までに掲げる設備については、規則でその種類及び基準額を定める。

(石川県新分野創造開発支援センター条例の一部改正)

第十六条 石川県新分野創造開発支援センター条例(平成九年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「三、一〇〇円」を「三、一八〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例の一部改正)

第十七条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例(平成二十三年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「三、〇三〇円」を「三、一一〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三八〇円」に改める。

(石川県産業展示館条例の一部改正)

第十八条 石川県産業展示館条例(昭和四十七年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一項の表中

三七五、一三〇円	一四〇、六七〇円	一三四、四六〇円	一時間につき 五一、九九〇円
二一八、一五〇円	八一、五五〇円	一三六、六〇〇円	一時間につき 二九、五六〇円
七三〇、九二〇円	一七四、三二〇円	四五六、六九〇円	一時間につき 一〇〇、九二〇円
五〇七、六六〇円	一九〇、六三〇円	三二七、〇三〇円	一時間につき 七〇、三三〇円
二二三、二五〇円	八三、五九〇円	一三九、六六〇円	一時間につき 三〇、五八〇円
八六一、四二〇円	三三三、一五〇円	五三九、二七〇円	一時間につき 一一八、二五〇円
四八三、一九〇円	一八〇、四三〇円	三〇二、七六〇円	一時間につき 六六、二六〇円
三七九、二一〇円	一四二、七一〇円	一三六、五〇〇円	一時間につき 五一、九九〇円
一〇四、九九〇円	三九、七五〇円	六五、二四〇円	一時間につき 一四、二七〇円
三〇、五七〇円	一一、二二〇円	一九、三六〇円	一時間につき 四、一七〇円
三〇、五七〇円	一一、二二〇円	一九、三六〇円	一時間につき 四、一七〇円
四八、九二〇円	一八、三四〇円	三〇、五八〇円	一時間につき 六、七二〇円
九、五〇〇円	三、五六〇円	五、九四〇円	一時間につき 一、三一〇円
二〇、三八〇円	七、六四〇円	一二、七四〇円	一時間につき 二、八五〇円
九、一六〇円	三、四六〇円	五、七〇〇円	一時間につき 一、二二〇円
一〇、一九〇円	三、八七〇円	六、三二〇円	一時間につき 一、四二〇円

を

10,000円	3,750円	6,250円	1時間につき 1,370円
37,500円	14,060円	23,440円	1時間につき 5,150円
14,000円	5,250円	8,750円	1時間につき 1,920円
12,500円	4,680円	7,820円	1時間につき 1,710円
1室につき 10,590円	1室につき 3,970円	1室につき 6,620円	1室につき 6,620円
4,480円	1,680円	2,800円	2,800円
5,490円	2,030円	3,460円	3,460円
1室につき 2,230円	1室につき 840円	1室につき 1,390円	1室につき 1,390円
1室につき 4,480円	1室につき 1,680円	1室につき 2,800円	1室につき 2,800円
2,230円	840円	1,390円	1,390円

385,840円	144,690円	241,150円	1時間につき 53,470円
234,380円	83,880円	140,500円	1時間につき 30,400円
751,780円	282,040円	469,740円	1時間につき 103,780円
532,160円	196,070円	336,090円	1時間につき 72,330円
239,620円	85,970円	143,650円	1時間につき 32,450円
887,030円	332,370円	554,660円	1時間につき 122,620円
496,990円	185,580円	311,410円	1時間につき 68,150円
390,040円	146,790円	243,250円	1時間につき 53,470円
107,980円	40,880円	67,100円	1時間につき 14,670円
32,440円	11,530円	19,910円	1時間につき 4,280円
32,440円	11,530円	19,910円	1時間につき 4,280円
50,320円	18,860円	31,460円	1時間につき 6,910円

九、七七〇円	三、六六〇円	六、一一〇円	一時間につき 一、三四〇円
二〇、九六〇円	七、八六〇円	一三、一〇〇円	一時間につき 二、九三〇円
九、四二〇円	三、五六〇円	五、八六〇円	一時間につき 一、二五〇円
一〇、四八〇円	三、九八〇円	六、五〇〇円	一時間につき 一、四六〇円
一〇、二八〇円	三、八五〇円	六、四三〇円	一時間につき 一、四〇〇円
三八、五七〇円	一四、四六〇円	一四、一一〇円	一時間につき 五、二九〇円
一四、四〇〇円	五、四〇〇円	九、〇〇〇円	一時間につき 一、九七〇円
二二、八五〇円	四、八一〇円	八、〇四〇円	一時間につき 一、七五〇円
一室につき 一〇、八九〇円	一室につき 四、〇八〇円	一室につき 六、八一〇円	一室につき 六、八一〇円
四、六〇〇円	一、七二〇円	二、八八〇円	二、八八〇円
五、六四〇円	二、〇八〇円	三、五六〇円	三、五六〇円
一室につき 二、二九〇円	一室につき 八六〇円	一室につき 一、四三〇円	一室につき 一、四三〇円
一室につき 四、六〇〇円	一室につき 一、七二〇円	一室につき 二、八八〇円	一室につき 二、八八〇円
一、二九〇円	八六〇円	一、四三〇円	一、四三〇円

に改め、

同表放送設備の項中「三、一六〇円」を「三、二五〇円」に改め、同表ステージの項中「二二、六六〇円」を「一四、〇五〇円」に改め、同表音響設備の項中「三、一六〇円」を「三、二五〇円」に、「二四、二七〇円」を「二四、六七〇円」に改め、同表屋外展示用地の項中「三九円」を「四〇円」に改める。

(石川県立伝統産業工芸館条例の一部改正)

第十九条 石川県立伝統産業工芸館条例(昭和五十八年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

(石川県立山中漆器産業技術センター条例の一部改正)

第二十条 石川県立山中漆器産業技術センター条例(平成八年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項から四の項までの金額の欄を次のように改める。

一、七八〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	六、三八〇円
一、九九〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	七、三二〇円
二、〇八〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	七、七四〇円
一、八九〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	六、六九〇円

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の一部改正)

第二十一条 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例(平成十二年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「二二、五〇〇円」を「二二、八五〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、七二〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、五七〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五一、四一〇円」に改め、同表の二の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

(石川県保健休養林施設条例の一部改正)

第二十三条 石川県保健休養林施設条例(昭和四十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表フィールドアスレチックの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表バンガローの項中「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七七〇円」に改め、同表ケビンの項中「九、一七〇円」を「九、四三〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に改め、同表テニスコートの項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に改め、同表ログハウスの項中「一八、五〇〇円」を「一九、〇二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「二五、二九〇円」を「二五、七二〇円」に、「二二、二三〇円」を「二二、五七〇円」に改め、同表ボートの項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表バーベキュー炉の項中「九〇〇円」を「九二〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四七〇円」に改め、同表学習ホールの項中「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四四〇円」に改める。

(石川県ふれあい昆虫館条例の一部改正)

第二十三条 石川県ふれあい昆虫館条例(平成十年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

(いしかわ動物園条例の一部改正)

第二十四条 いしかわ動物園条例(平成十一年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「八一〇円」を「八三〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「四〇〇円」を「四

「一〇円」に改める。

(石川県国際交流センター条例の一部改正)

第二十五条 石川県国際交流センター条例(平成八年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金			額
午 前	午 後	夜 間	全 日
午前九時から 午後まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後八時まで	午前九時から 午後八時まで
二、五〇〇円	三、三四〇円	三、三四〇円	九、一八〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
二、五〇〇円	三、三四〇円	三、三四〇円	九、一八〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
二、五〇〇円	三、三四〇円	三、三四〇円	九、一八〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
三、一三〇円	四、三九〇円	四、三九〇円	一三、〇一〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、九八〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	七、四二〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、九八〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	七、四二〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
三、九九〇円	五、四五〇円	五、四五〇円	一四、八九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
一、二五〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	四、五九〇円
五、九四〇円	八、一六〇円	八、一六〇円	一三、二六〇円
一、九八〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	七、四二〇円
一、九八〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	七、四二〇円
一、九八〇円	二、七二〇円	二、七二〇円	七、四二〇円

八三〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円	二、八九〇円
八三〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円	二、八九〇円
八三〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円	二、八九〇円

(石川県農業用物料依頼分析条例の一部改正)

第二十六条 石川県農業用物料依頼分析条例(昭和二十五年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「千四百五十円」を「千四百九十円」に改め、同項第二号イ(1)から(7)までの規定中「二千九百十円」を「二千九百九十円」に改め、同号イ(8)中「千四百五十円」を「千四百九十円」に改め、同号ロ中「二千九百十円」を「二千九百九十円」に改め、同号ハ中「千四百五十円」を「千四百九十円」に改める。

(石川ウッドセンター条例の一部改正)

第二十七条 石川ウッドセンター条例(平成三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表木材用強度試験機の項中「九六〇円」を「九八〇円」に、「六、四二〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表木材乾燥機の項中「八一〇円」を「八三〇円」に改め、同表木材加工機械及び測定機器の項中「五、三八〇円」を「五、五三〇円」に改め、同表研修室の項中「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一八〇円」に、「七、一三〇円」を「七、三二〇円」に改め、同表冷暖房装置の項中「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に改める。

(石川県湖南運動公園条例の一部改正)

第二十八条 石川県湖南運動公園条例(平成十三年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表野球場の項中「一、一五〇円」を「一、一九〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五八〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一六〇円」に、「一七、八五〇円」を「一八、三六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表サッカー場の項中「一、一五〇円」を「一、一九〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五八〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表アーチェリー場の項中

三〇〇円
三〇〇円

を

三三〇円
三三〇円

に、「二、五二〇円」を「二、五八〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一六〇円」

に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(石川県漁港管理条例の一部改正)

第二十九条 石川県漁港管理条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表係船岸(水深四・五メートル以上)の項中「四円四〇銭」を「四円五〇銭」に改め、同表岸壁物揚げ場の項中「三円五〇銭」を「三円六〇銭」に、「八円三〇銭」を「八円五〇銭」に改める。

別表第一第二号の表漁港施設用地の項中「五四円」を「五五円五〇銭」に、「一、三五〇円」を「一、三八〇円」に、「六円九〇銭」を「七円一〇銭」に、「十センチメートル」を「一〇センチメートル」に、「三四円五〇銭」を「三五円四〇銭」に、「二一円四〇銭」を「二一円七〇銭」に、「二三百五〇銭」を「二三百八〇銭」に、「二七円」を「二七円七〇銭」に改め、同表その他の漁港施設の項中「五六円一〇銭」を「五七円七〇銭」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「七円一〇銭」を「七円三〇銭」に、「三六円一〇銭」を「三七円一〇銭」に、「二二円」を「二二円三〇銭」に、「二四円」を「二四円五〇銭」に、「二八円三〇銭」を「二九円一〇銭」に改める。

別表第二第一号の表備考一中「一・〇五」を「一・〇八」に、「あん分」を「^{あん}分」に改める。

別表第二第二号の表備考三中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(石川県国土交通省所管公共用財産管理条例等の一部改正)

第三十条 次に掲げる条例の規定中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

- 一 石川県国土交通省所管公共用財産管理条例(平成十二年石川県条例第二十号)第十条第三項
- 二 石川県海岸占用料等徴収条例(平成十二年石川県条例第二十一号)第三条第二項
- 三 石川県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年石川県条例第二十二号)第三条第一項及び第三項
- 四 石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例(平成十二年石川県条例第二十三号)第七条第三項

第三十一条 次に掲げる条例の規定中「一・〇五」を「一・〇八」に、「あん分」を「^{あん}分」に改める。

- 一 石川県国土交通省所管公共用財産管理条例第十条第四項
- 二 石川県海岸占用料等徴収条例第三条第三項
- 三 石川県河川流水占用料等徴収条例第三条第四項
- 四 石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例第七条第四項

(石川県道路占用料条例の一部改正)

第三十二条 石川県道路占用料条例(昭和四十九年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同条第三項第一号中「法第三十五条に規

定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。）第十九条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表政令第七条第一号に掲げる物件の項中「政令第七条第一号」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。）第七条第一号」に改める。

（石川県港湾施設管理条例の一部改正）

第三十二条 石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の欄を次のように改める。

使 用 料	
金 沢 港	そ の 他 の 港 湾
外航船舶 五円一〇銭	七尾港 内外航船舶 五円一〇銭
内航船舶 五円五〇銭	その他 内外航船舶 三円二五銭 三円三九銭
外航船舶 六円八〇銭	七尾港 内外航船舶 六円八〇銭 七円三四銭
内航船舶 七円三四銭	その他 内外航船舶 四円二〇銭 四円五三銭
外航船舶 三円四〇銭（加算）	七尾港 内外航船舶 三円四〇銭（加算） 三円六七銭（加算）
内航船舶 三円六七銭（加算）	その他 内外航船舶 二円二〇銭（加算） 二円二六銭（加算）
六円八〇銭	六円八〇銭
三三〇円	一四六円
二二号 一五円七二銭	七尾港二七号 一七円五三銭
三三号 三五円三二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
四四号 一四円九〇銭	七尾港三三号 二七円二五銭
五五号 三六円二二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
二二号 一五円七二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
三三号 三五円三二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
四四号 一四円九〇銭	七尾港三三号 二七円二五銭
五五号 三六円二二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
二二号 一五円七二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
三三号 三五円三二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
四四号 一四円九〇銭	七尾港三三号 二七円二五銭
五五号 三六円二二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
二二号 一五円七二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
三三号 三五円三二銭	七尾港三三号 二七円二五銭
四四号 一四円九〇銭	七尾港三三号 二七円二五銭
五五号 三六円二二銭	七尾港三三号 二七円二五銭

四六、六五四円	
三二、九一四、二八〇円	
二二、六〇〇円	
五、一七二、〇四〇円	
一〇円六八銭	一〇円六八銭
一三円九三銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三円二五銭を加算した額	一三円九三銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三円二五銭を加算した額
五三円四七銭	五三円四七銭
六九円七二銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき一六円二五銭を加算した額	六九円七二銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき一六円二五銭を加算した額
六九円二〇銭	六九円二〇銭
三、四六〇円	三、四六〇円
三円六六銭	三円六六銭
三六円六八銭	三六円六八銭

別表第二艇庫の項及び艇置場の項の使用料の欄を次のように改める。

使 用 料
九三〇円
四、六二〇円
四六、三三〇円
六九〇円
三、五四〇円
三五、五三〇円
一、九三〇円
九、七二〇円
九七、二〇〇円
二、一六〇円
一〇、八〇〇円
一〇八、〇〇〇円
二、三六〇円
一、八八〇円
一一八、八〇〇円
二、五八〇円

二、九六〇円
二、九六〇円
三、二九〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、六九〇円を加算した額
一、六五〇〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三、五四〇円を加算した額
一、六五、一三〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三五、五三〇円を加算した額

別表第二クレインの項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表駐車場の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表管理棟の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

別表第三中「一、六五〇円」を「一、六九〇円」に、「一、六五〇〇円」を「一、六九七〇円」に改める。

別表第四中「一円五銭」を「一円八銭」に改める。

(石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三十四条 石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成二十四年石川県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち石川県港湾施設管理条例別表第一野積場の部トランスファークレーンの軌道の項の改正規定中「三、六〇二、〇〇〇円」を「三、七〇四、九一〇円」に、「一〇、八〇六、〇〇〇円」を「一一、一一四、七四〇円」に改める。

(石川県都市公園条例の一部改正)

第三十五条 石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第五号中「及び白山ろくテーマパーク」を「白山ろくテーマパーク及び栗津公園」に改める。

別表第一第一項の表中

二、三四四円	を	二、四一〇円	に改める。
七三三円		七三三円	
七三三円		七三三円	
七、〇八四円		七、二八六円	

別表第一第二項の表中「三六一、八九〇円」を「三七二、一三〇円」に、「一、一一二円」を「一、一五三円」に改める。

別表第一第三項の表中「五一円」を「五二円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に改める。

別表第二第四項の表中

三〇〇円
二、八五〇円
二、三四〇円
一八、八五〇円
一八、八五〇円
七六円
一三、六五〇円

を

三一〇円
二、九三〇円
二、四〇〇円
一九、三八〇円
一九、三八〇円
七八円
二四、三二〇円

に改め、同表第四号及

び第五号に掲げる行為の項を次のように改める。

第四号及び第五号に掲げる行為	半日一件につき	一、四六〇円
	一日一件につき	二、四〇〇円

別表第二中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

別表第三中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

別表第四水泳プールの項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表駐車場の項中「八一〇円」を「八三〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表ボートの項及び自転車道の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表温水シャワーの項中「及び白山ろくテーマパーク」を「白山ろくテーマパーク及び栗津公園」に改め、同表バーベキュー用野外炉の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五六〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表デイキャンプ広場野外炉の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に改め、同表フリーテントサイトの項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

別表第五第一項の表中「一、五二〇円」を「一、五六〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

別表第五第二項の表中「五二〇円」を「五三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

別表第六金額の欄を次のように改める。

金		額	
午 前	午 後	全	日
午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時三十分まで	午前九時から 午後四時三十分まで	午前九時から 午後四時三十分まで

一〇、四九〇円	一一、二四〇円	一一〇、四六〇円
八、四三〇円	九、七七〇円	一六、四五〇円
六、一七〇円	七、二〇〇円	一一、〇三〇円
四、九三〇円	五、七六〇円	九、六六〇円
八、〇二〇円	九、三六〇円	一五、六三〇円
一三、五七〇円	一五、八四〇円	一六、四三〇円
一〇、九〇〇円	一一、六五〇円	一一、二九〇円
一一、一〇〇円	一一、九六〇円	一一、七〇〇円
一八、三〇〇円	一一、二九〇円	三五、六九〇円
二四、四八〇円	一八、四九〇円	四七、七二〇円
三二、五〇〇円	三七、八五〇円	六三、三六〇円
一、四六〇円	一、四六〇円	一、四〇〇円

別表第七中

八、二〇〇円	九、六〇〇円	一六、五〇〇円
—	—	一六、五〇〇円
六、二〇〇円	七、三〇〇円	九、一〇〇円

を

八、四三〇円	九、八七〇円	二七、二五〇円
—	—	二七、二五〇円
六、三七〇円	七、五〇〇円	九、三六〇円

に改める。

(石川県安全運転研修所条例の一部改正)

第三十六条 石川県安全運転研修所条例(平成二年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号1の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に改め、同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に改め、同表普通自動車の項中「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九七〇円」に改め、同表原動機付自転車の項中「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五六〇円」に改める。

別表第一号2の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、

同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「三、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表普通自動車の項中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二八〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に改め、同表原動機付自転車の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に改める。

別表第二号の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九六〇円」に改め、同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七五〇円」に改め、同表普通自動車の項中「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七二〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五九〇円」に改める。

別表第三号の表中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

(石川県立生涯学習センター使用料条例の一部改正)

第三十七条 石川県立生涯学習センター使用料条例(昭和四十一年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄を次のように改める。

使 用			料
午 前	午 後	夜 間	全 日
一、八八〇円	一、八八〇円	二、二五〇円	六、〇一〇円
一、七八〇円	一、七八〇円	二、一三〇円	五、六九〇円
一、三三〇円	一、三三〇円	一、五八〇円	四、二二〇円
二、〇八〇円	二、〇八〇円	二、四九〇円	六、六六五〇円
一、五二〇円	一、五二〇円	一、八二〇円	四、八六〇円

(石川県立白山青年の家使用料条例の一部改正)

第三十八条 石川県立白山青年の家使用料条例(昭和四十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表宿泊料の項中「七六〇円」を「七八〇円」に改め、同表食事料の項中「三五〇円」を「三六〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に改める。

(石川県立少年自然の家使用料条例の一部改正)

第三十九条 石川県立少年自然の家使用料条例(昭和四十八年石川県条例第二十四号)の一部を次

のように改正する。

別表食事料の項中「三五〇円」を「三六〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表大型カヌー料の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

(石川県体育施設条例の一部改正)

第四十条 石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表相撲競技のために使用する場合の項中「二三八、六〇〇円」を「二四二、五六〇円」に、「六一、九五〇」を「六三、七二〇」に、「三、三五〇」を「三、四四〇」に、「四、八二〇」を「四、九五〇」に、「七、二三〇」を「七、四三〇」に改め、同表相撲競技以外の目的で使用する場合の項中「二〇七、九〇〇」を「二二三、八四〇」に、「七、二三〇」を「七、四三〇」に改める。

別表第二号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に、「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に、「七、七六〇」を「七、九八〇」に、「二、〇〇〇」を「二、六〇〇」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に、「二四、一六〇」を「二四、五六〇」に、「二、五二〇」を「二、五八〇」に、「六、七一〇」を「六、九〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三三、九六〇」に、「六三、〇〇〇」を「六四、八〇〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「三七、八〇〇」を「三八、八八〇」に、「一〇五、〇〇〇」を「一〇八、〇〇〇」に、「二六二、五〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二号2の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に、「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に、「二四、一九〇」を「二四、六九〇」に、「二、五二〇」を「二、五八〇」に、「六、七一〇」を「六、九〇〇」に、「二、七四〇」を「二、八二〇」に、「七、四五〇」を「七、六六〇」に、「一五、七七〇」を「一六、二二〇」に、「四二、八七〇」を「四四、〇九〇」に、「七、五三〇」を「七、七四〇」に、「二〇、二二〇」を「二〇、七〇〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「二五、五七〇」を「二六、三〇〇」に、「七一、四五〇」を「七三、四九〇」に、「二二、二二〇」を「二二、五七〇」に、「三三、五五〇」を「三四、五〇〇」に、「二六二、五〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二号3の表第一会議室の項中「二、七二〇円」を「二、七九〇円」に、「二、七二〇」を「二、七九〇」に、「八、一八〇」を「八、四一〇」に改め、同表第二会議室の項中「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「四、七一〇」を「四、八四〇」に改め、同表第三会議室の項中「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「四、七一〇」を「四、八四〇」に改め、同表第四会議室の項中「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「四、七一〇」を「四、八四〇」に改め、同表和室(合宿

の場合に限る。)の項中「五二〇」を「五三〇」に改め、同表多目的室の項中「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「四、七二〇」を「四、八四〇」に改める。

別表第二号4の表柔道場の項中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、同表剣道場の項中「六七〇」を「六八〇」に改め、同表弓道場の項及び屋内相撲場の項中「四二〇」を「四二〇」に改める。

別表第二号5の表浴室の項及び温水シャワーの項中「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改める。

別表第三号1の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、八八〇」を「一、九三〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、八八〇」に改める。

別表第三号2の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改める。

別表第四号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「二一、五五〇」を「二一、八八〇」に、「三七、三〇〇」を「三八、〇八〇」に、「二二、五六〇」を「二三、二〇〇」に、「三三、〇六〇」を「三四、〇〇〇」に、「八〇、三二〇」を「八二、六〇〇」に、「二一、一〇〇」を「二一、一六〇」に、「三三、三五〇」を「三、四四〇」に、「七、八六〇」を「八、〇八〇」に、「三、七七〇」を「三、八七〇」に、「五、六六〇」を「五、八二〇」に、「二三、四三〇」を「二三、八二〇」に、「七三〇」を「七五〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「二三六、五〇〇」を「二四〇、四〇〇」に、「一九六、三五〇」を「二〇一、九六〇」に、「五〇四、〇〇〇」を「五一八、四〇〇」に改める。

別表第四号2の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「三六、七五〇円」を「三七、八〇〇円」に、「二八、三五〇」を「二九、一六〇」に、「九、四五〇」を「九、七二〇」に、「二六、二五〇」を「二七、〇〇〇」に、「一九、九五〇」を「二〇、五二〇」に、「七、三五〇」を「七、五六〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「三三、二五〇」を「三三、五〇〇」に改める。

別表第四号3の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「三五〇」を「三、六〇〇」に改める。

別表第五号1の表専用使用の項中「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「六、三〇〇」を「六、四八〇」に、「七、八六〇」を「八、〇八〇」に、「一、五六〇」を「一、六〇〇」に、「四、二〇〇」を「四、三二〇」に改める。

別表第五号3の表個人使用の項中「三〇〇円」を「三一〇円」に、「四一〇」を「四二〇」に、「四六〇」を「四八〇」に改め、同表団体使用(二十人以上)の項中「三五〇」を「三六〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に、「四一〇」を「四二〇」に改める。

別表第六号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「五二、五〇〇」を「五四、〇〇〇」に、「六三、〇〇〇」を「六四、八〇〇」に、「二六〇、六五〇」を「二六五、二四〇」に、「二一、五五〇」を「二一、八八〇」に、「三三、六五〇」を「二四、〇四〇」に、「三四、九六〇」を「三五、九五〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「二六二

五〇〇」を「二七〇、〇〇〇」に、「三一五、〇〇〇」を「三二四、〇〇〇」に、「八〇三、二五〇」を「八二六、二〇〇」に、「八四、〇〇〇」を「八六、四〇〇」に、「九四、五〇〇」を「九七、二〇〇」に、「二四五、七〇〇」を「二五二、七二〇」に改める。

別表第六号2の表専用使用の項中「二、六一〇」を「二、六八〇」に、「三、一五〇」を「三、二四〇」に、「五、二五〇」を「五、四〇〇」に、「七、八三〇」を「八、〇五〇」に、「九、四五〇」を「九、七二〇」に、「二五、七五〇」を「二六、二〇〇」に改める。

別表第六号3の表会議室の項中「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に、「五、一九〇」を「五、三三〇」に改め、同表夜間照明施設の項中「四四、二四〇」を「四五、四八〇」に、「三三、二二〇」を「三三、七四〇」に、「一一、〇六〇」を「一一、三七〇」に、「三二、六〇〇」を「三二、四八〇」に、「二五、八〇〇」を「二六、二四〇」に、「七、九〇〇」を「八、二二〇」に、「二五八、〇〇〇」を「二六二、五二〇」に改め、同表電光掲示板の項中「四、二八〇」を「四、四〇〇」に、「三、〇五〇」を「三、一三〇」に、「二五、二九〇」を「二五、七二〇」に改める。

別表第七号の表個人使用の項中「六、七二〇」を「六、九一〇」に、「四〇、三六〇」を「四一、五二〇」に、「二、〇三〇」を「二、〇八〇」に、「三、三六〇」を「三、四五〇」に、「三〇、一八〇」を「三〇、七五〇」に、「一、〇一〇」を「一、〇三〇」に改め、同表専用使用(一面)の項中「一、〇一〇」を「一、〇三〇」に、「二、二四〇」を「二、三〇〇」に、「三、六六〇」を「三、七六〇」に、「五、三〇〇」を「五、四五〇」に改める。

別表第八号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「四、〇〇〇」を「四、〇八〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、五七〇」に、「二、〇〇〇」を「二、〇四〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、二八〇」に、「五〇〇」を「五一〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、五七〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「八〇、〇〇〇」を「八二、二八〇」に、「一六〇、〇〇〇」を「一六四、五七〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四一、一四〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、二八〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、五七〇」に改める。

別表第八号2の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第八号3の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、〇五〇」を「一、〇八〇」に改める。

別表第八号4の表中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「一、二〇〇」を「一、二三〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に改める。

別表第八号5の表照明設備(個人使用の場合を除く)の項中「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「一、四〇〇」を「一、四四〇」に、「三五〇」を「三六〇」に改め、同表冷暖房設備の項中「二五、〇〇〇」を「二五、四二〇」に、「四、〇〇〇」を「四、一一〇」に、「一、八〇〇」を「一、八五〇」に改め、同表可動席の項中「五〇、〇〇〇」

を「五一、四二〇」に、「一〇〇、〇〇〇」を「一〇二、八五〇」に改める。

別表第九号の表石川県卯辰山相撲場の項中「七五、六〇〇円」を「七七、七六〇円」に改め、同表石川県サッカー・ラグビー競技場の項中「二七、三〇〇」を「二八、〇八〇」に改め、同表石川県立野球場の項中「一一一、三〇〇」を「一一四、四八〇」に改め、同表石川県立自転車競技場の項中「四六、二〇〇」を「四七、五二〇」に改め、同表石川県西部緑地公園陸上競技場の項中「七、〇八四」を「七、二八〇」に改め、同表石川県西部緑地公園テニスコートの項中「四八、三〇〇」を「四九、六八〇」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(石川県水道用水供給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第十三条の規定による改正後の石川県水道用水供給条例第五条第二項の規定にかかわらず、第十三条の規定の施行の前日から継続して供給している水道用水で同日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

(石川県産業展示館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第十八条の規定による改正後の石川県産業展示館条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第二十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の規定に基づき個室工房の使用の承認を受けて使用を開始している者から徴収する個室工房の使用料で、当該使用を開始した日の属する月から十二月までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

(石川県国際交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第二十五条の規定による改正後の石川県国際交流センター条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用の承認の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用の承認の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県農業用物料依頼分析条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第二十六条の規定による改正後の石川県農業用物料依頼分析条例第二条第一項の規定は、第二十六条の規定の施行の日以後の依頼に係る分析の手数料について適用し、同日前の依頼に係る分析の手数料については、なお従前の例による。

(石川県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第二十九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県漁港管理条例の規定に基づ

き届出をし、若しくは許可を受けて甲種漁港施設を利用し、若しくは占用している者又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定により土砂の採取若しくは占用の許可を受けて土砂を採取し、若しくは漁港区域内の水域及び公共空地を占用している者から徴収する当該届出又は許可の期間に係る使用料等については、なお従前の例による。

(石川県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第三十条及び第三十一条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の石川県国土交通省所管公共用財産管理条例の規定に基づき公共用財産の使用又は収益の許可を受けて公共用財産を使用し、又は収益している者から徴収する当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県海岸占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第三十条及び第三十一条の規定の施行の際現に海岸法(昭和三十二年法律第百一号)第七条第一項若しくは第三十七条の四の許可を受けて海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域を占用している者又は同法第八条第一項若しくは第三十七条の五の許可を受けて土石(砂を含む。次項において同じ。)を採取している者から徴収する当該許可の期間に係る占用料又は土石採取料については、なお従前の例による。

(石川県河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第三十条及び第三十一条の規定の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の許可を受けて土地を占用している者又は同法第二十五条の許可を受けて土石その他の河川産出物を採取している者から徴収する当該許可の期間に係る土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

(石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第三十条及び第三十一条の規定の施行の際現に港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の許可を受けて同項第一号の占用をし、又は同項第二号の土砂の採取をしている者から徴収する当該許可の期間に係る占用料又は土砂採取料については、なお従前の例による。

(石川県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第三十三条(石川県港湾施設管理条例別表第一の改正規定に限る。以下同じ。)の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県港湾施設管理条例の規定に基づき港湾施設の使用の許可を受けている者から徴収する当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

知事が行う予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

知事が行う予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第五百二十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定により、知事が行う予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(予算の執行に関する調査等の対象となる法人)

第二条 政令第五百二十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県又は県及び一若しくは二以上の同項第二号に掲げる法人(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

2 政令第五百二十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する第二条第一項及び第二項に規定する法人について、この条例の施行後最初に行われる地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項の規定による書類の作成及び議会への提出は、この条例の施行の日前の直前に終了した事業年度の決算に関する書類及び同日以後最初に終了する事業年度の事業の計画に関する書類について行うものとする。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

一 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)第五十条第一項

二 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)第四十七条第一項

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第七章 共同生活介護

第一節 基本方針(第百二十四条)

第二節 人員に関する基準(第百二十五条・第百二十六条) を「第七章 削除」に、

第三節 設備に関する基準(第百二十七条)

第四節 運営に関する基準(第百二十八条―第百四十一条)」

「第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針(第百九十五条)

第二節 人員に関する基準(第百九十六条・第百九十七条) を

第三節 設備に関する基準(第百九十八条)

第四節 運営に関する基準(第百九十九条―第二百一条) 」

「第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針(第百九十五条)

第二節 人員に関する基準(第百九十六条・第百九十七条)

第三節 設備に関する基準(第百九十八条)

第四節 運営に関する基準(第百九十八条の二―第二百一条)

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百一条の二・第二百一条の三)

第二款 人員に関する基準(第二百一条の四・第二百一条の五)

第三款 設備に関する基準(第二百一条の六)

第四款 運営に関する基準(第二百一条の七・第二百一条の十二)

に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第二百四条・第二百五条)」を「第十五章 削除」に改める。

第五条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第六条第一項中「者(以下この章)」の下に「、第二百一条の二及び第二百一条の十第二項」を加える。

第一百一条中「第七条」を「第五十二条」に改める。

第一百四十四条第一項中「及び第九百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第一百九条第二項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第二百二十四条から第四百四十一条まで 削除

第二百五十七条の次に次の一条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第二百五十七条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当

該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百五十九条中「、第二十三条」、「第百三十一条」、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第百三十一条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第百七十二条中「、第二十三条」を削り、「まで、第百三十一条」を「まで」に、「及び第百四十七条」を「、第百四十七条及び第百五十七条の二」に改め、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第百三十一条中「支給決定障害者」を「第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」に改め、「」が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」を加える。

第百九十五条中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改め、「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第百九十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員

第百九十七条及び第百九十八条を次のように改める。

（管理者）

第百九十七条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（設備）

第百九十八条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、

当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。）を除く。次項において同じ。）を有するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、共同生活住居の設備の設置等に関する基準は、規則で定める。

第十三章第四節中第百九十九条の前に次の五条を加える。

（入退居）

第百九十八条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第百九十八条の三 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第百九十八条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十八條の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一條において読み替えて準用する第六十條に規定する共同生活援助計画（以下この条において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第九十八條の六 サービス管理責任者は、第二百一條において準用する第六十條に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

第九十九條の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「よる」の下に「介護又は」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

第九十九條の次に次の二條を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第九十九條の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十九條の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

第二百条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができると認められるときは、この限りでない。

第二百条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第二百条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百一条中「、第二百二十八条から第三百三十三条まで、第三百三十五条、第三百三十六条及び第三百三十八条から第四百十条まで」を「及び第二百五十七条の二」に、「第二百一条において準用する第三百三十六条」を「第九十九条の三」に、「第二百一条において準用する第三十条第一項」を「第

百九十八条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第三百三十条第二項」を「百九十八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第四百十条第一項」を「第二百一条の四第一項」に、「第三百二十二条第一項及び第三百三十三条中「第四百一条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十五条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第三百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第二百一条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者）

第二百一条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用

型指定共同生活援助事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に基本サービスを提供する次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 世話人
- 二 サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

(準用)

第二百一条の五 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第二百一条の六 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百一条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百一条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百一条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない

ない。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第五百五十七条の二、第九百九十八条の二から第九百九十八条の六まで、第九百九十九条、第九百九十九条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九百九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九百九十九条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第二百四條及び第二百五條 削除

附則第二項中「より指定共同生活介護の事業等」を「より指定共同生活援助の事業又は外部サー

ビス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)」に、「第二百二十七条第一項(第九十八條)を「第九十八條第一項(第二百一条の六)に、「当該共同生活介護」を「当該共同生活援助」に、「おいて指定共同生活介護」を「おいて指定共同生活援助」に、「おいても指定共同生活介護」を「おいても指定共同生活援助」に改め、附則第三項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「第二百二十七条第一項(第九十八條)を「第九十八條第一項(第二百一条の六)に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、附則第四項の前の見出し及び同項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「第二百二十五条第一項第二号」を「第九十六条第一項第二号」に改め、附則第五項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第二百四十一条」を「第二百一条」に、「第二百三十四条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、附則第六項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第二百四十一条」を「第二百一条」に改め、附則第七項の前の見出し及び同項から附則第十項までを削り、附則第十一項の前の見出しを削り、同項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)第一条第四号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「第二百三十四条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同項を附則第七項とし、同項の前に見出しとして「(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)」を付し、附則第十二項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第四号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「第二百三十四条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同項を附則第八項とし、附則中第十三項を第九項とし、第十四項を第十項とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削る。

別表第一予防接種料の項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同表消毒料の項中「二五六円」を「二六〇円」に、「七三円」を「七五円」に改め、同表洗濯料の項中「二四〇円」を「二四四円」に、「七〇円」を「七二円」に、「六五円」を「六六円」に改め、同表特別施設利用料の項中「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二一、九六〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八四〇円」に、「三、七七〇円」を「三、八七〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に改め、同表寝具等使用料の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表非紹介患者初診加算料の項中「一、五八〇円」を「一、六二〇円」に改め、同表特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第二診断書の項中「四、一八〇円」を「四、一九〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に改め、同表死体検案書の項中「七、二二〇円」を「七、三二〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

石川県立総合看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県立総合看護専門学校条例の一部を改正する条例

石川県立総合看護専門学校条例（昭和四十八年石川県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第三項中「、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条の規定により同法第四条第一項に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについて」を「就学支援金の受給資格」に、「、同法」を「、就学支援金支給法」に、「同法第八条」を「就学支援金支給法第七条」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の見出し及び一項を加える。

（就学支援金の受給権者等の特例）

- 3 学校の准看護学科に在学する者に係る授業料については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第四条の規定による就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定（以下「就学支援金の受給資格の認定」という。）の審査に要する期間、その徴収を猶予することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き石川県立総合看護専門学校の准看護学科に在学する者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一万分の九」を「十万分の四十四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県自然公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県自然公園施設条例の一部を改正する条例

石川県自然公園施設条例(昭和四十三年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表二の項中「南竜ヶ馬場野営場」の下に「及び南竜山荘」を加え、同表中六の項を七の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三	南竜山荘	七月一日から十月十五日まで
---	------	---------------

第十一条第一項の表中

千八百三十円
九百十円
五千四百円
二千五百四十円
七百十円

を

千八百八十円
九百三十円
五千五百五十円
二千六百十円
七百三十円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第三項に規定する農地中間管理事業等に要する経費の財源に充てるため、石川県農業構造改革支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰替入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例（昭和五十年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者（配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で」に改め、同号イ中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「第十条第一項」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第二十九条第一項中「金額」の下に「（改良住宅の入居者にあつては、同条第二項の規定による読み替え後の同号イ及びハに定める金額）」を加える。

第三十一条第一項中「第十四条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「政令第八条第二項に規定する方法」を「県営住宅（改良住宅を除く。）にあつては政令第八条第二項に規定する方法、改良住宅にあつては住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によ

ることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成八年政令第二百四十八号)による改正前の政令第六条の二に規定する方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第四項第三号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

石川県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十一号

石川県証紙条例の一部を改正する条例

石川県証紙条例(昭和三十九年石川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「千分の九百七十四・八」を「千分の九百七十四・〇八」に、「千分の九百七十九」を「千分の九百七十八・四」に改め、同条第三項ただし書中「あらわされた」を「表された」に、「千分の九百七十九」を「千分の九百七十八・四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例(昭和三十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表付表三中「無量寺三丁目」の下に、「無量寺四丁目、無量寺五丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県迷惑行為等防止条例

第一条中「公衆」を「県民及び滞在者等」に、「暴力的不良行為等」を「行為等」に、「もつて県民生活」を「もつてその生活」に改める。

第二条の見出し中「(ぐれん隊的行為)」を削り、同条第二項中「集まっている」を「集まっている」に、「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「又は助長する」を「又は助長する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、鉄パイプ、木刀、金属バット、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二十二条の規定により携帯を禁止されている刃物を除く。)その他これらに類する物で、人の身体に危害を加えるのに使用されるおそれがあるものを、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

第三条第一項中「しゅう恥させ」を「羞恥させ」に、「を覚えさせる」を「の情を催させる」に改め、同項第二号中「のぞき見し、又は撮影し、若しくは録画する」を「のぞき見する」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影すること。

第三条第二項を次のように改める。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる人に対し、みだりに、衣服等を透かして見ることが出来る写真機等を使用して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服等で覆われている人の身体又は下着を見ること。

二 衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影すること。

第三条に次の一項を加える。

3 何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所で当該状態にある人に対し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 人の身体又は下着をのぞき見すること。
- 二 人の身体又は下着を撮影すること。

4 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所において、人に対し、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪の情を催させるような方法で、衣服等で覆われている人の身体又は下着を撮影してはならない。

第五条中「又は公共」を「、又は公共」に、「作成若しくは」を「若しくは作成、」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「ことわられたのに」を「断られたにも」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三号中「行なつてその対価又は報酬をしつように」を「行つてその対価を執ように」に改める。

第六条第一項中「利用しうる」を「利用し得る」に、「乗車券を買い又は公衆の列に加わつて」を「乗車券等を買ひ、又は公衆の列に加わつて」に改め、同条第二項中「又は」を「、又は」に改める。

第七条の見出し中「シヨバヤ行為」を「シヨバヤ行為」に改め、同条中「又は人」を「、又は人」に改める。

第八条を次のように改める。

(不当な客引行為等の禁止)

第八条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 次に掲げる行為について、客引きをすること。
 - イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
 - ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
 - ハ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供
- 二 午後十時から翌日の午前六時までの時間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供（ロに掲げる行為を除く。）
- ホ 売春類似行為
- 一 次に掲げる行為について、従事者（二に掲げる行為については、利用者）となるように勧誘をすること。
 - イ 人の性的好奇心をそそる見せ物に出演する役務（当該見せ物を撮影するための被写体となる役務を含む。）
 - ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務
 - ハ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす役務

二 前号イからハまでに掲げる行為を伴う営業に関する情報の提供

三 次に掲げる行為について、客となるように誘引（人に呼び掛けて、又はドラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘うことをいう。以下同じ。）をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売

ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供

ハ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（通常衣服等で覆われている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為（以下「卑わい行為」という。）を伴うものに限る。）又はこれを仮装したものの提供

四 売春類似行為をする目的でうろつき、又はとどまること。

五 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品等を取り上げ、つきまとい、立ちふさがる等執ように客引きをし、又は従事者となるように勧誘をすること。

2 何人も、対価を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

3 何人も、公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為について、客（第二号に掲げる行為については、利用者）となるように誘引をしてはならない。

一 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（卑わい行為を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供

二 第一項第一号イからハまでに掲げる行為を伴う営業に関する情報の提供

4 何人も、第一項（第四号を除く。）又は前項に掲げる行為の状況等を勘案し、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める客引等防止重点地域内の公衆の目に触れるような場所において、当該行為を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろしてはならない。

5 警察署長は、第三項の規定に違反する行為をしている者に対し、更に当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の日出までとする。

6 警察署長は、第四項の規定に違反する行為をしている者に対し、更に当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の日出までとする。

第九条を次のように改める。

（客引等防止重点地点における客引行為等の抑止）

第九条 前条第一項、第三項及び第四項に掲げるもののほか、酒類を伴う飲食をさせる役務の提供又はカラオケボックスその他歌唱を行わせる設備を個室において利用させる役務の提供を営む者は、午後六時から翌日の午前一時までの間、前条第四項の客引等防止重点地域のうち、特に規制の必要があると認められるものとして公安委員会規則で定める客引等防止重点地点内において、

次に掲げる行為により通行人等に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

- 一 容引きをすること。
- 二 誘引をすること。
- 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろすること。

第十条第二項中「はり付け」を「貼付」に改める。

第十一条中「遊泳し又は」を「遊泳し、又は」に、「ゆえなく」を「正当な理由がないのに」に、「ヨット」を「ヨット」に、「乗っている」を「乗っている」に改める。

第十四条中「前条第一項第八号」を「第十五条第一項、第十六条第一項第二号、第十七条第一項第六号又は前二条」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十八条 第八条第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第八条第六項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条第一項中「又は拘留若しくは料料」を削り、第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十五条 第八条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項(第三号を除く)、第二項第一号又は第三項第一号の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定に違反した者
- 三 第十二条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条の規定に違反した者は、六月」を「第三条第一項第三号、第二項第二号、第三項第二号又は第四項の規定に違反した者は、一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「一年」を「二年」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十一条の次に次の二条を加える。

(嫌がらせ行為の禁止)

第十二条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行つてはならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

- 一 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 二 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電気通信を利用して電子メール等を送信すること。
- 五 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 六 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その性的差恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(適用上の注意)

第十三条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者等の権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項4中「一万九千円」を「二万円」に改め、同項10イ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びホ(2)中「第九十七条の二第二項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同項11中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同表十二の項イ、ハ及びニ中「四百二十円」を「四百三十円」に改める。

別表付表一備考一及び二中「別表七の項21」を「別表七の項20」に改める。

別表付表二備考一及び二中「別表七の項23」を「別表七の項22」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表七の項10及び11の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

石川県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県立学校条例の一部を改正する条例

石川県立学校条例(昭和三十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前項ただし書各号に掲げる生徒に係る」を「県立高等学校の」に改め、同条中同項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前条第二項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

附則第一項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。
(就学支援金の受給権者等の特例)

- 5 第四条第一項第一号から第三号までの授業料については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。)第四条の規定による就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定(以下「就学支援金の受給資格の認定」という。)の審査に要する期間、その徴収を猶予することができる。
- 6 県立高等学校に在学する生徒が就学支援金の受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)であるときは、就学支援金支給法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される就学支援金支給法第七条の規定により、当該受給権者に支給すべき就学支援金を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き県立高等学校に在学する者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百二十四人」を「二千八百六十人」に改め、同条第二項第一号中「六千三百六十六人」を「六千三百二十二」に改め、同項第二号中「三百二十三」を「三百九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。